

通所介護 利用契約書

デイサービス なかゆくい処 小緑

目 次

第1条 契約の目的	第14条 事故発生時の対応
第2条 契約期間	第15条 損害賠償責任
第3条 通所介護計画	第16条 損害賠償がなされない場合
第4条 通所介護の提供場所・内容	第17条 緊急時の対応
第5条 サービス提供の記録	第18条 連携
第6条 料金	第19条 相談・苦情対応
第7条 利用日の中止・変更・追加	第20条 本契約に定めない事項
第8条 利用料金の変更	第21条 虐待防止に関する事項
第9条 契約終了	第22条 衛生管理等
第10条 身体拘束その他の行動制限	第23条 代理人（身元引受人）等の役割
第11条 秘密保持	第24条 反社会的勢力の排除
第12条 個人情報の保護	第25条 合意管轄裁判所
第13条 非常災害対策	

御利用者様

氏名： _____ 様

通所介護 デイサービス なかゆくい処 小禄 利用契約書

_____様（以下「利用者」という。）と株式会社 for デイサービス なかゆくい処 小禄（以下「事業者」という。）は事業者が利用者に対して行う通所介護サービスについて次の通り契約します。

第1条 <<契約の目的>>

事業者は、介護保険の趣旨に従い利用者がその有する能力において、可能な限り自立した日常生活が営む事が出来るように通所介護サービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払う事について取り決める事を、本契約の目的とします。

第2条 <<契約期間>>

本契約の有効期間は契約締結の日から利用者の介護保険証有効期間満了日までとします。但し、契約満了の前々日までに利用者から文書により契約終了の申し入れがない場合には、本契約は同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 <<通所介護計画>>

事業者は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅サービス計画」にそって「通所介護計画」を作成します。事業者は、この「通所介護計画」の内容を利用者及びその代理人に説明し同意を得る事とします。

利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、若しくは利用者及びその代理人等の希望に応じて通所介護計画の変更の必要性は調査し、変更が必要な場合は利用者及びその代理人等と協議して通所介護計画を変更するものとします。

第4条 <<通所介護の提供場所・内容>>

1. 通所介護の提供場所は、「デイサービス なかゆくい処小禄」です。所在地及び事業所概要は別紙、重要事項説明書の通りです。
2. 事業者は第3条に定められた通所介護計画に沿って通所介護サービスを提供します。事業者は通所介護サービスの提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
3. 利用者はサービス内容の変更を希望する場合には事業者に申し入れる事が出来ます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

第5条 <<サービス提供の記録>>

1. 事業者は毎回のサービス終了時に個別記録表(介護日誌)を作成します。
2. 事業者は通所介護サービス提供に関する個別記録を作成しその完結の日から5年間これらを保管します。

3. 利用者は事業者の営業時間内において事業所にて個別記録を閲覧することが出来ます。
4. 利用者は当該利用者に関する個別記録の複写物の交付を受けることが出来ます。
5. 利用者またはその代理人からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して開示し、利用者または代理人が希望する場合には、実費でその複写物を交付するものとします。

第6条 <<料金>>

1. 利用者は要介護度に応じて重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた分(自己負担:介護保険負担割合証)と食事やその他の余暇活動の提供に要する費用を事業所に支払うものとし、本契約時に説明し支払いに同意する場合に本契約書の記名押印にて同意したものとします。
2. 第5条に定めるサービスについては利用者は別紙、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
3. 前項の他、事業者はオムツ代等、利用者の日常生活上必要となる諸費用の実費相当額を事業者を支払うものとします。
4. 利用者は前項に定めるサービス利用料金をサービスの終了時に支払うものとします。
5. 支払い方法は ①月締めでの現金払い ②月締めでの事業所指定銀行口座への振り込み（但し、②の場合の手数料は利用者の負担となります。）
毎月10日までに請求書を発行いたしますので、その月の21日までに支払うものとします。
6. 原則として、サービス利用料金は介護保険負担割合証にある支払いをお願いしておりますが、介護保険証の期限が切れた場合には全額自己負担となります。

第7条 <<利用日の中止・変更・追加>>

1. 利用者は、利用期日前において通所介護サービスの利用中止または変更、もしくは新たにサービスの利用を追加する事が出来ます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業者に出すものとします。
2. 事業者は第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議するものとします。

第8条 <<利用料金の変更>>

1. 第6条第1項に定めるサービス利用料金について介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更する事が出来るものとします。
2. 第6条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更する事が出来ます。

3. 利用者は前項の変更に同意する事が出来ない場合には、本契約を解除する事が出来ません。

第9条 <<契約の終了>>

1. 利用者は事業者に対して1週間の予告期間において、本契約を解除する事が出来ます。但し利用者の病変、急な入院等やむを得ない事由が生じた場合は予告期間が1週間以内の通知でも、本契約を解除する事が出来ます。
2. 事業者はやむを得ない事由が生じた場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間において本契約を解除する事が出来ます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者直ちに本契約を解除する事が出来ます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が利用者や代理人等に対して社会通念を逸脱すると認められる行為を行った場合
 - (4) 事業者が破産した場合
4. 次の事由により該当した場合は、事業者は直ちに本契約を解除する事が出来ます。
 - (1) 利用者のサービス料金の支払いが催告したにもかかわらず3ヶ月以上支払われない場合
 - (2) 利用者が入院もしくは自宅療養、施設等への入所等により3ヶ月以上にわたってサービス利用が出来ない状態である事が明らかになった場合
 - (3) 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
 - (4) 利用者又はその代理人等が事業者やサービス従業者・その他の利用者に対して、本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は本契約は自動的に終了します
 - (1) 利用者が介護施設等に3ヶ月以上入所等をした場合
 - (2) 利用者の要介護区分が非該当となった場合
 - (3) 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合
 - (4) 居宅サービス計画が変更になった場合

第10条 <<身体拘束その他の行動制限>>

1. 通所介護サービスの提供にあたり、事業者は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しないものとします。
2. 事業者は利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により行動を制限する場合、当該利用者に対し事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明を行うものとします。
3. 事業者は利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、第5条第2項の記録に次の事項を記載するものとします。

(1) 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間。

(2) 前項に基づく利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやり取りの概要。

(3) 前項に基づく利用者の代理人等に対する説明の時期及び内容、その際のやり取りの概要。

第11条 <<秘密保持>>

1. 事業者及びその従業者はサービス提供をする上で、知りえた利用者及びその代理人等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は本契約終了後も継続します。
2. 事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用者本人やその代理人等の情報を用いません。
3. 事業者は利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供出来るものとします。
4. 介護保険サービスの質の向上の学会、研究会等での事例研究発表等に使用する場合も利用者及び代理人等の同意の下、利用者個人を特定できないように仮名等を使用する事を厳守します。

第12条 <<個人情報の保護>>

1. 事業者及びその従業員は、利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等について、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。
2. 個人情報の取り扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応するものとします。

第13条 <<非常災害対策>>

通所介護サービスの提供中に、火災、風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し年2回以上の訓練を実施します。天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を執ります。

第14条 <<事故発生時の対応>>

1. 利用者に対する通所介護サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の代理人等、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置については記録を整備します。
3. 利用者に対する通所介護サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

第15条 <<賠償責任>>

1. 事業者はサービス提供にともなって事業者の責めに帰すべき事由により利用者が賠償を被った場合、事業者は利用者に対して損害を賠償するものとします。
2. 利用者の責に帰すべき事由によって事業者が損害を被った場合、契約者及び代理人は連帯して事業者に対してその損害を賠償するものとします。

第16条 <<損害賠償がなされない場合>>

事業所は事故の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が本契約締結日にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行った事にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (2) 利用者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (4) 利用者が事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

第17条 <<緊急時の対応>>

従業者は現に通所介護のサービス提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は代理人等又は緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師、歯科医師または協力医療機関の医師・歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第18条 <<連携>>

事業者は通所介護サービスの提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第19条 <<相談・苦情>>

事業者は利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を別紙、重要事項説明書の通り設置し通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

第20条 <<本契約に定めない事項>>

1. 利用者及び従業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議の上定めます。

第21条 <<虐待防止に関する事項>>

1. 事業所は利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずる
 - (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待防止の為の指針の整備を行います。
 - (3) 虐待防止の為の定期的な研修の実施をします。
 - (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備を行います。
 - (5) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置を行います。
2. 事業所はサービス提供中に従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には速やかに市町村又は地域包括支援センターに通報致します。
3. 事業所は、身体的拘束等は廃止すべきだという考えに基づき、従業者全員への周知徹底及び身体拘束の研修を年1回以上実施します。

第22条 <<衛生管理等>>

1. 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるものとする。
2. 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次号に掲げる措置を講ずるものとします。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。
 - (2) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を行う。
 - (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

第23条 <<代理人（身元引受人）等の役割>>

1. 本契約書に署名する代理人（身元引受人等）は、本契約から生じる利用者の事業者に対する債務（利用料金等の支払いを含む）について、利用者と連帯して履行の責を負うものとします。
2. 代理人は、利用者の病状急変等の緊急時において、事業者からの連絡等に対し必要な協力を行うとともに、契約終了時等における利用者の引き取り等について協力するものとします。

第24条 <<反社会的勢力の排除>>

1. 利用者、代理人及び事業者は、現在及び将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等、その他の反社会的勢力に該当しないこと、及びこれらと密接な関係を

2. 前項の確約に反する事実が判明した場合、相手方是何らの催告を要せず本契約を解除することができます。

本契約に関する一切の紛争については、事業者の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和 年 月 日

事業者名称	株式会社 for
住所	豊見城市高嶺173-1
事業所名称	デイサービス なかゆくい処 小禄
住所	那覇市金城2丁目4-1
電話	098-894-6868
管理者	真栄田 義朗
説明者	同上

利用者住所	
氏名	印

代理人住所	
氏名	印 利用者との関係（ ）